

## 随意契約の結果の公表

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
島根県福祉人材センター運営事業委託	R6.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	92,189,000	第167条の2第1項第2号	・本事業は、社会福祉事業者が質の高いサービスを提供できる人材を確保するため、従事者及び従事しようとする者に無料職業紹介や就職説明、人材確保相談、従事者研修等を実施するものである。 ・契約先は島根県社会福祉協議会で、実施主体は社会福祉法第93条第1項の規定に基づく「島根県福祉人材センター」であり、他の団体には本事業の履行はできない。			地域福祉課	
島根県地域生活定着支援センター運営事業委託	R6.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	28,753,000	第167条の2第1項第2号	・本事業は、被疑者・被告人や矯正施設出所者を適切な福祉サービスに繋げ、地域生活への定着を図ろうとするものであり、各福祉施設をはじめとする社会福祉事業者間のサービス利用調整や地域でのインフォーマルサービスを含めた受け入れ体制を整備することが主たる目的である。 ・必須要件の①客観的な立場で各福祉サービスの事業者・施設間の調整、受入先施設の支援ができること②専門的な立場で保護観察所、弁護士会、矯正施設等との調整ができること③全体的に支援が可能であることをすべて満たす団体は契約相手方以外にない。			地域福祉課	
民生児童委員研修事業委託	R6.4.1	島根県民生児童委員協議会 松江市東津田町1741-3	4,912,000	第167条の2第1項第2号	・本事業は民生委員・児童委員への研修を行い、「資質向上」及び「知識の習得による活動の負担軽減」を図ることが主な目的。 ・契約相手先には県内の民生委員・児童委員が加入し、研修事業開催など委員の資質向上に努めるとともに、民生委員・児童委員、市町村等の関係機関とも日常的に連絡をとり、情報の共有化を図っている。 ・研修開催実績及び契約相手先の持つネットワークにより、民生委員・児童委員が求めている研修を立案・実施することが可能。 ・これらのことから、本事業は契約相手先以外の団体においては委託業務の目的を達成できない。			地域福祉課	
子ども食堂サポート事業業務委託	R6.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	5,836,000	第167条の2第1項第2号	・島根県社会福祉協議会は、島根県における社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の促進を図ることを目的とし、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を目的とする事業を実施する団体である。 ・本事業は、「子どもの居場所」の新たな創出や活動により、県内の各地域において、子どもとその保護者を支える仕組みを構築することを目的とするものであり、県内全域での事業展開が可能な団体でなければならない。 ・県内の子ども食堂や、市町村社会福祉協議会など子ども食堂の支援に関わる機関との連携体制が、既存事業の実施などにより既に構築されている。 ・こうしたことから、県内で本事業を実施できる団体は、島根県社会福祉協議会しかなく、同法人を委託先とする。			地域福祉課	
生活困窮者自立相談支援機関体制強化事業	R6.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	8,053,526	第167条の2第1項第2号	委託業務内容は、市町村社会福祉協議会等が自治体から受託している自立相談支援機関の体制を強化する事業である。 島根県社会福祉協議会は、各市町村社会福祉協議会への支援や社会福祉の人材養成などの業務を行うことを目的とする団体であり、生活困窮者支援委関わる関係機関・団体と日常的に十分な連携が図れている。 また、日常生活自立支援事業をはじめとして、相談支援員等福祉従事者に対する豊富な研修等の実績がある。こうしたことから、県内で本事業を実施できる団体は社会福祉法人島根県社会福祉協議会しかない。			地域福祉課	
生活困窮者自立相談支援機関人材養成研修業務	R6.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	1,267,900	第167条の2第1項第2号	委託業務内容は、市町村社会福祉協議会等が自治体から受託している自立相談支援機関において、相談・支援業務に従事する相談支援員等への研修を行うものである。 島根県社会福祉協議会は、その市町村社会福祉協議会への支援や社会福祉の人材養成などの業務を行うことを目的とする団体であり、生活困窮者支援にかかわる関係機関・団体と日常的に十分な連携が図れている。また、日常生活自立支援事業をはじめとして、相談支援員等福祉従事者に対する豊富な研修実績がある。こうしたことから、県内で本事業を実施できる団体は島根県社会福祉協議会しかない。			地域福祉課	
安定ヨウ素剤配布管理システム運用支援等業務委託	R6.4.1	株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号 タイムプラザビル	1,235,850	第167条の2第1項第2号	同社は平成27年の本システム導入時より設計開発に携わったほか、稼働後も再委託を受けて運用支援及び改修作業を実施してきたことから、同システムの内容を熟知しており、当該業務を適切に実施可能なのは、同社以外にない。			医療政策課	

## 随意契約の結果の公表

4月契約分

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
安定ヨウ素剤配布管理システム改修業務委託	R6.4.1	株式会社テクノプロジェクト 代表取締役 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号 タイムプラザビル	1,808,400	第167条の2第1項第2号	同社は平成27年の本システム導入時より設計開発に携わったほか、稼働後も再委託を受けて運用支援及び改修作業を実施してきたことから、同システムの内容を熟知しており、当該業務を適切に実施可能なのは、同社以外にない。			医療政策課	
島根県子ども医療電話相談(#8000)業務委託契約	R6.4.1	ダイヤル・サービス株式会社 代表取締役 今野由梨 東京都千代田区九段南一丁目6番5号	10,560,000	第167条の2第1項第2号	本業務は年間を通じた小児医療に係る電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術や医療に関する知識の専門性及び通年での相談体制が整備されていること。 また、相談に対応するためには、本県の小児救急医療の提供体制を熟知している者である必要があり、当該法人以外にない。			医療政策課	
島根県ドクターヘリ運航業務	R6.4.1	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 堀内 晋 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字林先1番地1	306,154,000	第167条の2第1項第2号	選定機体の保有台数を考慮すると、本県のドクターヘリ運航業務が受託できる運航会社限られている。その中でも、CHSは選定機体を保有・運航し、ヘリコプターの製造メーカーである川崎重工(株)から、日本で唯一の「特別指定メンテナンスセンター」の認定を受けており、製造メーカーとの関係が密接な会社である。 また、CHSは平成23年6月のドクターヘリ導入当初から運航業務を受託し、これまで事故等の問題もなく適切に運航業務を受託している実績がある。また、操縦士、整備士、運航管理者ともに島根運航班として専属で定住し勤務しており、本県の地形や山陰(特に冬期)の厳しい気象状況やヘリポートの状況などを十分に把握しており、安全な運航を実施することが可能である。 以上の理由から、本県のドクターヘリ運航業務が受託できる運航会社はCHSの他にない。			医療政策課	
島根県ドクターヘリ運航連絡調整業務委託契約	R6.4.1	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 堀内 晋 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場 字林先1番地1	1,942,000	第167条の2第1項第2号	本業務はドクターヘリ運航に係る各種連絡調整業務であることから、島根県ドクターヘリ運航業務を受託しているものでなければ履行できないため。			医療政策課	
広域災害救急医療情報システム業務	R6.4.1	株式会社NTTデータ 代表取締役社長 佐々木 裕 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	5,280,000	第167条の2第1項第2号	災害時の病院被災情報を収集、発信するシステムである広域災害救急医療情報システムは、NTTデータが国からの委託を受けて開発しており、接続できる業者はNTTデータのみであるため。			医療政策課	
令和6年度移植医療普及啓発事業委託契約	R6.4.1	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 理事長 広沢 卓嗣 島根県出雲市塩冶町223番地7	21,116,700	第167条の2第1項第2号	当該法人は、①移植医療に関する普及啓発等を行うことを目的に設立された法人である、②複合バンクである「しまねまごころバンク」が設置され、厚生労働省から眼球のあっせん業許可を県内で唯一受けている団体である、③臓器移植に関する普及啓発や関係者間の連絡調整等を行う県臓器移植コーディネーターが県内で唯一配置されていることから、当該事業を実施可能な事業者は、本県では当該法人以外にないため。			医療政策課	
医療・介護・保健データ統合分析システム運用業務委託	R6.4.1	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 代表取締役社長 上田 哲也 東京都大田区蒲田5-37-1	11,898,334	第167条の2第1項第2号	医療・介護・保健データのデータベースを構築し、分析ができるシステムを提供する業者が同社のみであり、また同社は照会対応を含めた保守業務を実施できる唯一の者であるため、地方自治法施行令による「性質又は目的が競争入札に適しない」と認められることにより、同社への特命随意契約とする。			医療政策課	
令和6年度県立松江高等看護学院管理運営委託	R6.4.1	一般社団法人 松江市医師会 会長 細田 真司 松江市西塚島2丁目2番23号	101,815,000	第167条の2第1項第2号	高度化・多様化する医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における病院などでの臨床実習の充実が重要であり、そのためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 松江市医師会は、現在准看護師養成所も運営しており、養成所の運営に関する能力を有しており、併せて、実習等における地域の医療機関との協力も円滑に実施している。 こうしたことから、県立松江高等看護学院の運営及び教育を任せることのできる団体は、当該法人以外にはないものと考ええる。			医療政策課	

## 随意契約の結果の公表

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度県立石見高等看護学院管理運営業務	R6.4.1	公益社団法人 益田市医師会 会長 松本 祐二 益田市遠田町1917番地2	230,294,000	第167条の2第1項第2号	高度化する医療技術や県民の多様な医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における医療機関での臨床実習の充実が重要であり、臨床実習を充実させるためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 また、益田市医師会は、県立石見高等看護学院が設置されるまで看護師養成所を運営しており、養成所の運営に関する能力を有している。併せて、臨床実習等における地域の医療機関との連携も円滑に実施されている。 以上より、県立石見高等看護学院の管理運営を任せることが可能な団体は、当該法人以外にない。			医療政策課	
令和6年度島根県ナースセンター事業委託	R6.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 池田 康枝 松江市袖師町7-11	16,137,536	第167条の2第1項第2号	公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,400人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護師等教育研修事業の委託実績がある。 本事業は、看護職員の確保、資質向上及び勤務環境改善等を図るための事業であり、本県において本事業を一体的かつ確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。			医療政策課	
令和6年度新人看護職員研修(多施設合同)事業	R6.4.3	公益社団法人 島根県看護協会 会長 池田 康枝 松江市袖師町7-11	2,288,750	第167条の2第1項第2号	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。			医療政策課	
令和6年度新人看護職員研修(研修責任者等)事業	R6.4.3	公益社団法人 島根県看護協会 会長 池田 康枝 松江市袖師町7-11	2,956,620	第167条の2第1項第2号	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。			医療政策課	
令和6年度看護師等教育研修事業	R6.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 池田 康枝 松江市袖師町7-11	1,872,000	第167条の2第1項第2号	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。			医療政策課	
医療勤務環境改善アドバイザー業務	R6.4.1	公益社団法人日本医療経営コンサルタント協会 会長 川原文貴 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル5階	1,742,000	第167条の2第1項第2号	公益社団法人日本医療経営コンサルタント協会は、厚生省の外郭団体として平成2年に発足し、平成24年に公益社団法人の認可を得た会員数3,000人超の団体である。 島根県においても平成27年度に4病院、28年度に3病院、29年度に2病院、30年度に1病院、31年度に2病院、令和2年度に2病院、令和5年度に1歯科診療所のアドバイザー支援を実施した実績があり、県内の勤務環境改善の取組状況にも精通していることから、本事業を適切に実施できるのは、公益社団法人日本医療経営コンサルタント協会以外にない。			医療政策課	
令和6年度看護師の特定行為に係る指定研修機関設置・運営事業	R6.4.1	島根県立中央病院 病院長 小阪 真二 島根県出雲市姫原四丁目1-1	16,507,000	第167条の2第1項第2号	今後の地域包括ケアシステム構築にあたり、2025年に向けてさらなる在宅医療の推進を図るために、あらゆる分野での活躍が期待される特定行為ができる看護師を計画的に養成することは政策医療である。 島根県立中央病院は、県立病院の使命として、島根県内全域を対象として地域に必要とされる総合力をもった医療者の育成を担う地域医療支援病院であることから、平成29年度以降、島根県立中央病院に特定行為研修の指定研修機関を設置することを前提に、検討や予算措置を行ってきたところである。 以上から、本事業を実施できる団体は当該病院以外にない。			医療政策課	
令和6年度助産師出向支援事業	R6.4.1	松江市袖師町7-11 公益社団法人島根県看護協会 会長 池田康枝	2,371,000	第167条の2第1項第2号	公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,400人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護職員確保対策事業等の委託実績がある。 本事業は、助産師の偏在解消及び実践能力の強化を図るものであり、関係団体との調整、助産職能に関する知見が不可欠であるが、島根県においてこの事業を確実に実施できる団体は当該法人以外にない。			医療政策課	

## 随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度しまね地域医療支援センター事業委託契約	R6.4.1	一般社団法人しまね地域医療支援センター 理事長 椎名 浩昭 島根県出雲市塩冶町89番地1	77,730,000	第167条の2第1項第2号	一般社団法人しまね地域医療支援センターは、島根大学・県内病院・医師会・市町村・県の54団体を会員とし、県内での医師のキャリア形成等を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与することを目的として、平成25年3月21日に設立登記された団体である。 本事業は、医師のキャリア形成支援等を行い、医師の県内定着を促すことにより、県内の地域医療の確保を図るための事業であり、本事業を確実に遂行できる団体は当該法人以外にない。			医療政策課	
令和6年度夏季・春季地域医療実習事業	R6.4.1	国立大学法人島根大学 学長 大谷 浩 松江市西川津町1060番地	5,000,000	第167条の2第1項第2号	本事業は、非営利事業を公法人である国立大学法人と直接契約を締結するものである。 また、本事業は平成14年度より実施しているが、参加する医学生は島根大学医学部の学生が大多数を占めることから、効率的に事業を実施するためには、同大学以外に適当な者がいないため。			医療政策課	
令和6年度島根大学医学部附属病院卒後教育環境等整備事業	R6.4.1	国立大学法人島根大学 学長 大谷 浩 松江市西川津町1060番地	23,439,000	第167条の2第1項第2号	本事業は、非営利事業を公法人である国立大学法人と直接契約を締結するものである。 また、専門研修プログラムの基幹病院となるためには、適切な指導医の数、症例数、研修体制等が必要となるが、すべての診療科でこれらの水準を満たし、事業目的を遂行できるのは島根大学以外にないため。			医療政策課	
令和6年度病院総合医養成事業の委託	R6.4.1	島根県立中央病院 病院長 小阪 真二 島根県出雲市姫原四丁目1-1	8,980,000	第167条の2第1項第2号	県が地域に必要とされる「病院総合医」を養成し、自治医科大学卒業医師と輪転で医師少数区域等の病院へ派遣することは政策医療である。島根県立中央病院は、県立病院の使命として、島根県内全域を対象として地域に必要とされる総合的な診療能力を持つ自治医科大学卒業医師を養成するとともに、総合診療医の研修プログラムによる県職員医師等の養成実績があるなど、総合医育成の中核を担っていることから、標記事業を実施できる団体は当該病院以外にないため。			医療政策課	
令和6年度総合診療医人材確保事業の委託	R6.4.1	国立大学法人島根大学 学長 大谷 浩 島根県松江市西川津町1060	5,000,000	第167条の2第1項第2号	本事業は、非営利事業を公法人である国立大学法人と直接契約を締結するものである。 また、本事業は主な対象となる医学生が島根大学医学部の学生であり大多数を占めること、また、フィールド学習を含むため、学生への支援や講義を行い、県下最大の総合診療医のネットワークを持つ同大学のしまね総合診療医センター以外に事業実施の上で適当なものがいないため。			医療政策課	
保健医療福祉制度等広報啓発業務	R6.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 森本 紀彦 松江市袖師町1番31号	5,000,000	第167条の2第1項第2号	本事業は各種保健医療福祉制度等に関する情報を医療機関に迅速かつ効果的に提供し、理解・協力の促進を図ることを目的としている。 島根県医師会は1,000人を超える会員を有する県下最大の医師職能団体であり、会員の所属する医療機関に迅速かつ効果的に情報提供が行え、かつ医療従事者を対象とした各種保健医療福祉制度等に関する研修会の実施に際しても、多くの会員医療機関に案内が可能であり、多数の参加も期待できる。 このように、県内の医療機関に対して広報や研修を効果的に実施できる団体は島根県医師会しかない。			医療政策課	
令和6年度在宅医療介護連携推進事業委託	R6.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 森本 紀彦 島根県松江市袖師町1番31号	5,757,180	第167条の2第1項第2号	同会は、県民に安心・安全な医療サービスを提供するため、医師の資質向上等に取り組んでいる団体であり、同会の取組は本事業の目的に合致するとともに、我が国の医療の動向を把握し、必要な専門的知識を有する県内で唯一の団体であり、同会に委託することが効果的と考えらる。当該事業を効果的に遂行できる組織は、地域に多くの医療機関会員を持って組織する医師会以外にない。			医療政策課	
令和6年度島根県認定看護師教育課程運営事業委託	R6.4.1	公立大学法人島根県立大学 理事長 山下 一也 浜田市野原町2433-2	17,568,235	第167条の2第1項第2号	島根県立大学は、平成25年10月にしまね看護学交流センターを設置し、県内における看護学の学習機会を積極的に提供している。センターでは看護教育力の向上の取り組みとして、医療の高度化・多様化や社会情勢の変化に対応した安全で質の高い看護を提供するためのキャリア形成を支援している。こうした活動は、本事業の目的に合致している。 また、認定看護師養成機関の開設にあたっては、公益社団法人日本看護協会より認定看護師教育機関としての認定を受ける必要があるが、その認定を受けるために必要な看護教員及び実習施設の確保、教育カリキュラムの作成等を行い、その教育課程を運営することができる体制が整っているのは、県内では島根県立大学のみである。 以上より、本事業を実施できる団体は当該法人以外にない。			医療政策課	

## 随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
検体検査業務委託	R6.4.1	株式会社福山臨床検査センター三次支所 広島県三次市南畑敷町818-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	刑務所内の診療所であり、臨床検査技師は配置されていない。特殊性、診療状況、体制等を開設時から熟知し、当診療所で導入した電子カルテに対応した検査結果の提供が可能な事業者が他に無いため。			島根あさひ社会復帰促進センター診療所	単価契約 執行予定金額:2,960,965円
島根県難病患者等公費負担管理システム改修業務	R6.4.1	富士通Japan(株)岡山・山陰公共ビジネス部	6,130,300	第167条の2第1項第2号	すでに運用を行っているシステムの改修を行うものであり、本業務を実施できるのは島根県難病患者等公費負担管理システムを開発・運用している富士通Japan(株)の他にないため			健康推進課	
令和6年度先天性代謝異常等検査業務委託	R6.4.1	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060)	3,961 (単価契約)	第167条の2第1項第2号	島根大学は県内で唯一新生児マススクリーニング検査が可能な機関である。新生児マススクリーニング検査の対象となっている疾患は急性発症により新生児の命にかかわる場合もあり、より迅速な検査体制を確保する必要がある。したがって、県内で検査を行える島根大学に委託することが望ましいものである。			健康推進課	【単価契約】 執行予定総額 16,636,200円
しまね妊娠・出産相談センター事業の委託契約	R6.4.1	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060)	5,954,520	第167条の2第1項第2号	島根大学(医学部附属病院)は、生補補助医療機関であり、NIPTの基幹施設であること、これから妊娠・出産を考える方のためのプレコンセプションケア外来や、女性ヘルスケア外来などが既にあること、施設内で専門的な職員(産婦人科医師、看護師又は助産師、精神科医、ソーシャルワーカー等)と速やかに連携できる環境が整っている県内唯一の機関であるため。			健康推進課	
周産期医療情報共有システム業務の委託契約	R6.4.1	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060)	3,625,900	第167条の2第1項第2号	本業務は県が設置した周産期医療情報センターに委託すべき業務であり、総合周産期母子医療センターであり、周産期医療情報センターでもある島根大学医学部附属病院が該当するため。			健康推進課	
令和6年度がん患者・家族サポートセンター運営事業	R6.4.1	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060番地)	8,354,940	第167条の2第1項第2号	(1)島根大学は、この事業を実施するために必要な以下の要件を全て満たす機関であるため。 ①がん相談員及びピアサポートに携わる人材育成が可能 ②がん相談のノウハウを有すること ③診療現場の医師・看護師等との連携を密接に図ることが可能 ④島根県がん対策推進協議会(患者・家族支援部会、がん相談員実務担当者会、就労支援連絡会)との連携を図ることが可能 (2)島根大学は、教育機能、がん相談機能及びがん医療機能のすべてを併せ持つ県内唯一の機関であり、且つ、都道府県がん診療連携拠点病院であるため。			健康推進課	
令和6年度島根県がん登録室運営事業	R6.4.1	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060番地)	10,338,798	第167条の2第1項第2号	(1)島根大学医学部は、がんに関する基礎研究部門を設置し、がんを専門的に研究しており、その研究結果を地域社会へ還元することを理念としている機関であるため。 (2)島根大学医学部附属病院は、県内で唯一厚生労働省から「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受けており、県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築に関して、中心的な役割を担っているため。 (3)情報の管理を厳格に行う体制が整っているため。			健康推進課	
令和6年度島根県国保ヘルスアップ支援事業の総合的な推進に係る業務	令和6年4月1日	国立大学法人島根大学 (松江市西川津町1060番地)	47,533,300	第167条の2第1項第2号	専門的知識・技術のみでなく、県内の医療福祉、社会資源、地理的 条件等の理解と県及び市町村が実施する保健事業への支援が求められる。同大学は、医学部を中心に医療・福祉に対する専門分野の知識と技術を有し、医療・健康等データ分析とその結果を活用した医師等専門職への研修や県民への普及啓発など、島根県及び県内市町村と連携しながら総合的に保健事業を支援できる能力を有する唯一の大学である。			健康推進課	

## 随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度島根県エルダー・メンター制度導入支援事業業務委託	R6.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 島根県松江市東津田町1741-3	2,259,000	第167条の2第1項第2号	本事業は、新任職員等に寄り添い、仕事や人間関係の悩みを受け止め精神的なサポート役を担う先輩職員(エルダー)やそれを支援する指導者(メンター)を、養成・フォローすることを目的としている。そこに、地域の福祉課題に沿った福祉分野における専門的知識やノウハウが求められており、社会福祉協議会はその役割を果たす団体である。また、当該団体は社会福祉法第93条に基づき、県ごとに1団体に限り定められる福祉人材センターに指定されており、今回の事業を円滑に実施できる唯一の団体であるため。			高齢者福祉課	
令和6年度介護給付適正化業務委託	R6.4.1	島根県国民健康保険団体連合会 島根県松江市学園一丁目7番14号	4,336,000	第167条の2第1項第2号	この業務は、島根県国民健康保険団体連合会が開発した介護給付適正化システムを運用し、同システムにより出力されたデータを利用して実施するものである。また、必要に応じて介護給付費の過誤調整の処理を保険者に代わって行うことから、同会がこの業務を遂行できる唯一の団体であるため。			高齢者福祉課	
令和6年度援護システムの運用支援に係る委託	R6.4.1	株式会社セック 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	1,188,000	第167条の2第1項第2号	厚生労働省の指定による。(援護システムは、厚生労働省、データセンタ、サポートセンタと各都道府県をネットワークで結び各種の援護業務を行うものとして厚生労働省が整備したものであり、システムに関する運用支援業務の契約にあたっては、作業と経費の効率化、サービスレベルの均一化等を図ることから、同省が入札した業者と各都道府県が契約を行うよう指定されているため。)			高齢者福祉課	
令和6年度介護助手導入推進研修	R6.4.8	公益財団法人 介護労働安定センター 島根支部 島根県松江市朝日町498 松江センタービル9階	1,423,004	第167条の2第1項第2号	介護労働安定センター島根支部は、国や自治体の受託事業を数多く実施しており、本業務に類似した人材確保にかかる研修会の開催実績がある。また、県内介護施設に幅広いネットワークを有し、介護施設における介護人材の就労状況や介護現場での業務実態にも精通しているほか、介護人材の就労のマッチングに関するノウハウ等も有しており、本業務を円滑に実施できる唯一の団体であるため。			高齢者福祉課	
令和6年度介護保険指定事業者管理システム運用支援業務委託	R6.4.1	株式会社マツケイ 島根県松江市乃木福富町735-211	3,630,000	第167条の2第1項第2号	平成10年度末に一般競争入札によって介護保険指定事業者管理システムが導入され、このシステムによって指定事業者の情報管理を行っているが、その後の度重なる制度改正により大幅な仕様変更が行われている。 このシステムへの入力修正作業、データベース管理、インターネット掲載のための連携ファイルの出力等の業務はシステム設計と密接した関係があり、かつ介護保険制度に精通した事業者である必要がある。以上のことから当該業務はこれらのシステムを構築した業者以外では所要の目的を果たせないため。			高齢者福祉課	
令和6年度 高齢者活躍推進情報発信等業務委託	R6.4.1	株式会社山陰中央新報社 松江市殿町383	4,400,000	第167条の2第1項第2号	・広報の方法としていろいろな媒体が考えられるが、対象は高齢者であり、手にとって見ることができる媒体が望ましい。新聞が最適だが、価格面を考慮すると、別刷りのタブロイド紙での広報が効果的と判断する。 ・相手先としては、18万部の発行実績を持ち、県内での新聞の圧倒的シェアを有する山陰中央新報社が適当。			高齢者福祉課	
令和6年度島根県訪問看護支援センター事業の委託	R6.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 松江市袖師町7-11	18,525,100	第167条の2第1項第2号	公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護職員の確保、資質向上等を図ることを目的とした事業の委託実績がある。 本事業は、訪問看護ステーションの等の人材確保・定着支援、資質向上のための研修の実施、訪問看護に関する相談や普及啓発を行い訪問看護の推進を図るための事業であり、本県において本事業を一体的かつ確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。			高齢者福祉課	
令和6年度生活支援コーディネーター活動支援研修業務	R6.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 島根県松江市東津田町1741-3	3,437,000	第167条の2第1項第2号	島根県社会福祉協議会は地域福祉の充実を目指す活動を行い、福祉人材センターとして社会福祉事業従事者の研修や人材育成の研修を多数実施し熟知している。この事業の目的を果たすことができるものがほかにない。			高齢者福祉課	

## 随意契約の結果の公表

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度しまね認知症コールセンター事業	R6.4.1	公益社団法人認知症の人と家族の会 島根県支部 出雲市今市町1213	2,043,000	第167条の2第1項第2号	公益社団法人認知症の人と家族の会(以下「家族会」という。)は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる当事者(認知症の人、家族、介護職、医療職等)を中心として構成される全国的な唯一の団体である。 委託業務は、認知症の電話相談であり、家族会島根県支部は電話相談による支援活動を県内で実施している唯一の団体で、この業務を企画・実施できる唯一の団体である。			高齢者福祉課	
令和6年度住民主体の移動支援サービス創出研修業務	R6.4.1	特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク 理事長 東京都世田谷区船橋1-1-2 山崎ビル204	1,435,500	第167条の2第1項第2号	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワークは、総合事業を活用した移動サービスや住民主体の移動サービスの創出について、仕組みづくりのための現地支援や研修会の開催等のノウハウを有している唯一の団体である。この事業の目的を果たすことができるものがほかにない。			高齢者福祉課	
令和6年度しまね若年性認知症相談支援センター運営事業	R6.4.1	公益社団法人認知症の人と家族の会 島根県支部 出雲市今市町1213	2,263,000	第167条の2第1項第2号	公益社団法人認知症の人と家族の会(以下「家族会」という。)は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる当事者(認知症の人、家族、介護職、医療職等)を中心として構成される全国的な唯一の団体である。家族会は「しまね認知症コールセンター運営事業」を受託しており、当事者等からの電話相談及び市町村等関係機関との連携の実績があり、また全国組織のネットワークを活かして、全国で活躍する先駆的な当事者や団体の活動や先進的な対応が期待できる。さらに認知症施策検討委員会において、本事業を行うのに適した団体とされ、若年性認知症支援コーディネーター研修も3名が受講修了しており、家族会はこの業務を企画、実施できる唯一の団体である。			高齢者福祉課	
令和6年度認知症疾患医療センター運営事業	R6.4.1	国立大学法人島根大学 松江市西川津町1060	8,753,000	第167条の2第1項第2号	島根大学医学部付属病院は、島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、令和4年4月1日付けで認知症疾患医療センター(基幹型)の指定を受けており、この事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。			高齢者福祉課	
令和6年度認知症疾患医療センター運営事業	R6.4.1	社会医療法人正光会 益田市高津4丁目24-10	3,621,000	第167条の2第1項第2号	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、令和4年4月1日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けたこの事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。			高齢者福祉課	
令和6年度認知症疾患医療センター運営事業	R6.4.1	社会医療法人清和会 浜田市港町293-2	3,621,000	第167条の2第1項第2号	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、令和4年4月1日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けたこの事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。			高齢者福祉課	
令和6年度認知症疾患医療センター運営事業	R6.4.1	社会医療法人昌林会 安来市安来町899-1	3,621,000	第167条の2第1項第2号	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、令和4年4月1日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けたこの事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。			高齢者福祉課	

## 随意契約の結果の公表

4月契約分

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度認知症疾患医療センター運営事業(基幹型)	R6.4.1	医療法人エスポアル出雲クリニック	1,150,000	第167条の2第1項第2号	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、令和5年4月1日付けて認知症疾患医療センター(連携型)の指定を受けたこの事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。			高齢者福祉課	
島根県母子・父子福祉センター管理運営業務及び島根県ひとり親家庭生活支援等事業委託	R6.4.1	島根県松江市東津田町1741-3 一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会	8,120,000	第167条の2第1項第2号	当該業務は、母子家庭、父子家庭、及び寡婦に対して各種の相談に応ずるとともに、経済的基盤の弱い母子家庭の母及び寡婦を対象に、就労のための技術を身につけさせることにより、経済的基盤の確立と自立促進を図ることを目的としており、その目的を達成するために、母子寡婦福祉の振興、推進等の活動を行える組織力、情報収集力等が不可欠である。 当該団体は、県下全域を対象とした唯一の母子寡婦福祉団体であり、活動実績、組織力及び情報収集力等から、本業務を遂行できる委託先は、(一財)島根県母子寡婦福祉連合会以外にない。			青少年家庭課	
令和6年度里親制度普及啓発情報発信事業委託	R6.4.10	島根県松江市西川津町3090-1 島根県里親会	912,000	第167条の2第1項第2号	事業の遂行にあたっては、里親制度の推進や社会的養護について十分な理解と熱意が必要であり、島根県里親会は、日ごろから要保護児童の養育に取り組んでいる里親で構成される県内唯一の団体であるため。			青少年家庭課	
島根県ステップハウス提供事業業務委託	R6.4.1	非公表	2,159,000	第167条の2第1項第2号	DV被害者は心身ともに傷ついた状態にあり、2次の被害防止のためには、DV被害者の特性を十分理解した職員の配置が必要である。 恒常的に職員が勤務しており、常に対象者の受入れ体制が組織的に確保されていることや、自立のための就職先が身近に多くあることから、当該事業者が最も効果的に本事業を実施できるため。			青少年家庭課	
令和6年度島根県女性のつながりサポート相談業務	R6.4.1	しんぐるまざあず・ふぉーらむ出雲(島根) 出雲市今市町1661-19 「比良(ひら)助産院」内	4,049,240	第167条の2第1項第2号	・内閣府の地域女性活躍推進交付金「つながりサポート型」メニューは、困難を抱える女性が対象であり、かつ、こうした女性を従来から支援してきた民間団体に委託実施することが求められている。 ・中でも、特に支援が必要とされるシングルマザーを対象とした相談等を実施できる団体に委託することで、これまで支援が行き届いていない女性を幅広く支援につなげていくことが可能となる。 ・しんぐるまざあず・ふぉーらむ出雲(島根)は、13年間にわたり県下でシングルマザーの支援活動を継続しており、専門家等との連携や開催ノウハウを兼ね備えているため、上記要件を満たしている。 ・上記要件を満たす民間団体は、県内に当該団体1団体しか存在しない。 ・以上より、本業務を確実に遂行できる体制を十分に整えている委託先は、しんぐるまざあず・ふぉーらむ出雲(島根)以外にはない。			青少年家庭課	
令和6年度島根県放課後児童支援員等研修事業に係る委託業務	R6.4.4	特定非営利活動法人 日本放課後児童指導員協会 岡山県岡山市北区蕃山町4-5 岡山織維会館4階	14,560,000	第167条の2第1項第2号	対応可能な講師数を揃えられることに加え、ICTを利用したリモート研修を円滑に実施できること、また研修の均質性を確保する観点からも、本業務を適切に実施できるのは当該相手方しかないため。			子ども・子育て支援課	
令和6年度放課後児童クラブ支援に係るスーパーバイザー業務(西部地域)	R6.4.1	高島 尊子	研修等以外 20,130 研修 34,980	第167条の2第1項第2号	児童クラブでの主任経験等を通して現場の実情やクラブの運営に精通しており、クラブへの適切な助言が期待できるなど、本業務を実施できるのは当該相手方しかないため。			子ども・子育て支援課	単価契約 予定調達総額 2,751,870円
令和6年度放課後児童クラブ支援に係るスーパーバイザー業務(東部・隠岐地域①)	R6.4.1	高島 智	研修等以外 20,130 研修 34,980	第167条の2第1項第2号	児童クラブでの主任経験等を通して現場の実情やクラブの運営に精通しており、クラブへの適切な助言が期待できるなど、本業務を実施できるのは当該相手方しかないため。			子ども・子育て支援課	単価契約 予定調達総額 1,627,560円
令和6年度放課後児童クラブ支援に係るスーパーバイザー業務(東部・隠岐地域②)	R6.4.1	江角 千絵	研修等以外 20,130 研修 34,980	第167条の2第1項第2号	児童クラブでの主任経験等を通して現場の実情やクラブの運営に精通しており、クラブへの適切な助言が期待できるなど、本業務を実施できるのは当該相手方しかないため。			子ども・子育て支援課	単価契約 予定調達総額 3,171,630円
令和6年度島根県保育人材確保支援事業に係る委託業務	R6.4.1	株式会社アスカクリエイト 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階	715	第167条の2第1項第2号	派遣保育士等の選考・確保方法が明確であり、事業を実施するに足る人員数を確保できる見込みがあることなど、本業務を適切に実施できるのは当該相手方しかないため。			子ども・子育て支援課	単価契約 予定調達総額 20,592,000円
令和6年度島根県放課後児童クラブ人材確保支援事業に係る委託業務	R6.4.1	株式会社アスカクリエイト 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21階	715	第167条の2第1項第2号	派遣放課後児童支援員等の選考・確保方法が明確であり、事業を実施するに足る人員数を確保できる見込みがあることなど、本業務を適切に実施できるのは当該相手方しかないため。			子ども・子育て支援課	単価契約 予定調達総額 2,574,000円



## 随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
「第23回ことのは表彰」業務	R6.4.1	DEATEC株式会社 雲南市大東町養賀759番地	4,061,767	第167条の2第1項第2号	提案競技において、最優秀提案者に選ばれたため			子ども・子育て支援課	
令和6年度首都圏等での出会い創出イベント「島コン」企画運営業務	R6.4.1	株式会社MYTURN 江津市江津町46	2,811,600	第167条の2第1項第2号	同趣旨のイベントを複数回実施した実績や、島根との繋がりやUターンを希望する者のコーディネート等を行うノウハウを有しているなど、本業務を円滑にかつ効果的に事業を実施できる唯一の委託先であるため			子ども・子育て支援課	
島根県結婚支援コンシェルジュ業務	R6.4.1	株式会社ZWEI 東京都中央区銀座五丁目9番8号	7,375,476	第167条の2第1項第2号	提案競技において、最優秀提案者に選ばれたため			子ども・子育て支援課	
令和6年度島根県放課後児童クラブシルバー人材活用事業実施に係る委託業務	R6.4.1	公益社団法人島根県シルバー人材センター連合会 松江市殿町8番地3	5,900,000	第167条の2第1項第2号	シルバー人材センターへの入会から会員の派遣就業に繋げるためのノウハウを有しているなど、本業務を実施できるのは当該相手方しかいないため			子ども・子育て支援課	
島根県保育士・保育所支援センター設置・運営業務	R6.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 (島根県松江市東津田町1741番地3)	12,450,000	第167条の2第1項第2号	社会福祉法第93条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した県内で唯一の社会福祉法人であるため。			子ども・子育て支援課	
島根県新卒保育士確保支援業務	R6.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 (島根県松江市東津田町1741番地3)	2,167,000	第167条の2第1項第2号	社会福祉法第93条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した県内で唯一の社会福祉法人であるため。			子ども・子育て支援課	
令和6年度保育士登録業務	R6.4.1	社会福祉法人日本保育協会 東京都千代田区麹町1-6-2	交付3,696 書換1,408 再交付968	第167条の2第1項第2号	保育士登録業務を受託する相手先が他に存在しないため。			子ども・子育て支援課	単価契約 予定調達総額 1,531,992円
令和6年度結婚支援強化事業に係る業務	R6.4.1	一般社団法人しまね縁結びサポートセンター 松江市殿町8番地3	41,333,000	第167条の2第1項第2号	はびこの活動支援、出会いの場の拡大等について、事業を円滑に実施できる者は、オール島根の体制で結婚支援に取り組むことを目的に設立された当該相手方しかいないため。			子ども・子育て支援課	
令和6年度生の楽習講座事業の業務	R6.4.1	一般社団法人島根県助産師会 出雲市大社町杵築西2377	7,039,000	第167条の2第1項第2号	当該相手方は平成14年から「命の尊さ」等に関する出前講座を実施しており、十分な成果をあげている。また平成26年度から本事業を継続して受託し、円滑かつ効果的に事業を実施しており、本事業を実施できる唯一の相手方であるため。			子ども・子育て支援課	
令和6年度こころバースデー講座事業の業務	R6.4.1	一般社団法人島根県助産師会 出雲市大社町杵築西2377	1,064,000	第167条の2第1項第2号	当該相手方は平成14年から「命の尊さ」等に関する出前講座を実施しており、十分な成果をあげている。また平成26年度から本事業を継続して受託し、円滑かつ効果的に事業を実施しており、本事業を実施できる唯一の相手方であるため。			子ども・子育て支援課	
令和6年度「こころメッセージ贈呈」業務	R6.4.1	有限会社高浜印刷 松江市東長江町902-57	8,556,900	第167条の2第1項第2号	提案競技において、最優秀提案者に選ばれた相手方であるため。			子ども・子育て支援課	
令和6年度しまね子育て応援パスポート(こころ)協賛店等情報提供システム運用保守及び登録促進業務	R6.4.1	株式会社アルテミスビュースカイ 出雲市渡橋町416番地	2,280,000	第167条の2第1項第2号	当該相手方は従前から本業務実施を委託し、円滑かつ効果的に事業を実施していると認められるため。			子ども・子育て支援課	
令和6年度さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業	R6.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476-1	16,513,200	第167条の2第1項第2号	島根県立さざなみ学園の移管に関する協定(H17.10.27)3条第6号において、協定締結時に実施していた地域療育事業と同様の事業を移管後も引き続き県から委託して実施することになっており他の法人では実施できないため			障がい福祉課	
令和6年度さざなみ学園・こくぶ学園地域療育事業	R6.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559-2	15,629,900	第167条の2第1項第2号	島根県立さざなみ学園の移管に関する協定(H17.10.27)3条第6号において、協定締結時に実施していた地域療育事業と同様の事業を移管後も引き続き県から委託して実施することになっており他の法人では実施できないため			障がい福祉課	
令和6年度島根県療育支援事業(松江整肢学園)	R6.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	1,396,670	第167条の2第1項第2号	地域において療育に関する中心的な役割を担い、関係機関との連携体制も十分に備わっており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。			障がい福祉課	
令和6年度島根県療育支援事業(わっこ)	R6.4.1	出雲医療生活協同組合 出雲市塩治町1536-1	1,413,060	第167条の2第1項第2号	地域において療育に関する中心的な役割を担い、関係機関との連携体制も十分に備わっており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。			障がい福祉課	
令和6年度島根県療育支援事業(島根整肢学園)	R6.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	4,799,300	第167条の2第1項第2号	地域において療育に関する中心的な役割を担い、関係機関との連携体制も十分に備わっており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。			障がい福祉課	

随意契約の結果の公表

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度島根県療育支援事業(あゆっこ益田)	R6.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	2,014,100	第167条の2第1項第2号	地域において療育に関する中心的な役割を担い、関係機関との連携体制も十分に備わっており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため。			障がい福祉課	
令和6年度島根県医療的ケア児支援センター運営事業	R6.4.1	国立大学法人島根大学 松江市西川津町1060	11,831,710	第167条の2第1項第2号	医療的ケア児支援センターは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年法律第81条)」に基づき運営することとされており、同法第14条第1項の規定により、知事が指定した唯一の法人であるため。			障がい福祉課	
令和6年度子どもの心診療ネットワーク事業拠点病院相談支援体制強化事業業務委託	R6.4.1	島根県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574-4	13,768,103	第167条の2第1項第2号	当該病院は児童精神科等子どもの心の専門医を有し、児童思春期病棟及び、専門外来を設置するなど児童思春期の精神科医療で高い評価を得ており、県内で拠点病院として活動できる医療機関は他にないため			障がい福祉課	
令和6年度子どもの心診療ネットワーク事業子どもの心の診療対応力向上事業業務委託	R6.4.1	国立大学法人島根大学 松江市西川津町1060	4,461,547	第167条の2第1項第2号	当該病院は本事業の協力病院として県内の支援体制構築に携わっており、子どもの心の診療部は子どもの心の問題に対応できる小児科・精神科の専門医を有している。また、研修会を開催できる人材や事例検討会に提供可能な事例が豊富であり、本事業の目的である人材育成、小児科と精神科などの医療機関間の連携を図ることができる唯一の機関であるため。			障がい福祉課	
高次脳機能障がい者支援事業地域支援拠点業務委託	R6.4.1	医療法人青葉会 松江市上乃木5-1-8	1,217,419	第167条の2第1項第2号	島根県高次脳機能障がい者支援事業実施要項第3条第2項において地域支援拠点を設置する法人として定められており、他の者では業務を実施できないため			障がい福祉課	
高次脳機能障がい者支援事業地域支援拠点業務委託	R6.4.1	医療法人エスポワール出雲クリニック 出雲市小山町361-2	1,290,641	第167条の2第1項第2号	島根県高次脳機能障がい者支援事業実施要項第3条第2項において地域支援拠点を設置する法人として定められており、他の者では業務を実施できないため			障がい福祉課	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R6.4.1	医療法人青葉会 松江市上乃木5-1-8	1,405,998	第167条の2第1項第2号	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため			障がい福祉課	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R6.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 雲南市木次町下熊谷1259番地1	1,405,998	第167条の2第1項第2号	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため			障がい福祉課	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R6.4.1	医療法人エスポワール出雲クリニック 出雲市小山町361-2	1,405,998	第167条の2第1項第2号	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため			障がい福祉課	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R6.4.1	社会福祉法人亀の子 大田市長久町長久口267-6	1,405,998	第167条の2第1項第2号	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため			障がい福祉課	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R6.4.1	社会福祉法人島根整肢学園 江津市渡津町1926	1,405,998	第167条の2第1項第2号	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため			障がい福祉課	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R6.4.1	社会福祉法人はびねす福祉会 益田市横田町2087-1	1,405,998	第167条の2第1項第2号	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため			障がい福祉課	
高次脳機能障がい者圏域相談支援拠点業務委託	R6.4.1	社会福祉法人わかば 隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309-1	1,610,875	第167条の2第1項第2号	当該圏域において相談支援の中心的な役割を担っており、その専門性を活用することで、より高い事業効果が期待できるため			障がい福祉課	
令和6年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託	R6.4.1	社会福祉法人桑友 松江市天神町93	14,427,000	第167条の2第1項第2号	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかないため			障がい福祉課	
令和6年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託	R6.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 雲南市木次町下熊谷1259番地1	8,704,000	第167条の2第1項第2号	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかないため			障がい福祉課	
令和6年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託	R6.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476-1	14,397,000	第167条の2第1項第2号	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかないため			障がい福祉課	

## 随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託	R6.4.1	社会福祉法人亀の子 大田市長久町長久口267-6	6,346,000	第167条の2第1項第2号	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかいないため			障がい福祉課	
令和6年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託	R6.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559-2	11,180,000	第167条の2第1項第2号	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかいないため			障がい福祉課	
令和6年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託	R6.4.1	社会福祉法人希望の里福祉会 益田市高津3丁目23番1号	11,446,000	第167条の2第1項第2号	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかいないため			障がい福祉課	
令和6年度島根県障がい者就労移行推進事業業務委託	R6.4.1	社会福祉法人わかば 隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309-1	5,902,000	第167条の2第1項第2号	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定に基づき、知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、その法人が各障害保健福祉圏域に1法人しかいないため			障がい福祉課	
令和6年度島根県障がい者文化芸術活動支援センター業務委託	R6.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559-2	7,920,000	第167条の2第1項第2号	長年にわたり障がい者の文化芸術活動支援を行ってきた実績を有しており、福祉関連団体、文化関連団体との関係性も深い。また、本業を遂行するために必要な専門的な人材を雇用しており、県が求める事業規模で実施可能な唯一の法人であるため。			障がい福祉課	
令和6年度障がい者就労事業振興センター業務委託	R6.4.1	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター 松江市東津田町1741-3	50,535,144	第167条の2第1項第2号	工賃向上に関する専門的支援が行える、全県をカバーすることが可能な唯一の組織であること、また、他産業の経験と専門知識を有する職員を配置し、県内の就労継続支援事業所の情報、課題、ニーズを深く理解していることから、県と就労継続支援B型事業所が策定した工賃向上計画に基づき事業を実施する上で課題解決等により高い事業効果が見込まれるため。			障がい福祉課	
令和6年度措置入院者等移送業務委託	R6.4.1	日本交通株式会社 松江市東朝日町278番地3	特定大型車の場合 5,500円/30分 保健所車両の場合 3,310円/30分	第167条の2第1項第2号	措置入院患者の移送は全圏域において行われ、移送区間も圏域をまたがる場合がある。このため、委託先は全圏域において営業していることが必要であり、対象企業が県内においては1社であるため。			障がい福祉課	単価契約 予定総額1,512,200円
令和6年度措置入院者等移送業務委託	R6.4.1	社会医療法人昌林会安来第一病院 安来市安来町899-1	12,400円/日	第167条の2第1項第2号	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。			障がい福祉課	単価契約 予定総額1,512,800円
令和6年度措置入院者等移送業務委託	R6.4.1	医療法人青葉会松江青葉病院 松江市上乃木五丁目1番8号	12,400円/日	第167条の2第1項第2号	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。			障がい福祉課	単価契約 予定総額1,525,200円
令和6年度措置入院者等移送業務委託	R6.4.1	医療法人仁風会八雲病院 松江市大庭町1460-3	12,400円/日	第167条の2第1項第2号	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。			障がい福祉課	単価契約 予定総額1,488,000円
令和6年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R6.4.1	島根県立こころの医療センター 出雲市古志町1574-4	休日35,400円+センター加算7,620円 夜間37,700円+センター加算8,380円	第167条の2第1項第2号	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。			障がい福祉課	単価契約 予定総額22,067,640円
令和6年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R6.4.1	医療法人同仁会海星病院 出雲市大津町3656番地1	12,400円/日	第167条の2第1項第2号	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。			障がい福祉課	単価契約 予定総額1,488,000円
令和6年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R6.4.1	島根県立中央病院 出雲市姫原四丁目1-1	12,400円/日	第167条の2第1項第2号	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。			障がい福祉課	単価契約 予定総額1,512,800円
令和6年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R6.4.1	医療法人恵和会石栗病院 大田市大田町大田イ860番地3	12,400円/日	第167条の2第1項第2号	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。			障がい福祉課	単価契約 予定総額4,526,000円

## 随意契約の結果の公表

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R6.4.1	社会医療法人清和会西川病院 浜田市港町293番地2	12,400円/日	第167条の2第1項第2号	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。			障がい福祉課	単価契約 予定総額4,526,000円
令和6年度精神科救急医療体制整備事業業務委託	R6.4.1	社会医療法人正光会松ヶ丘病院 益田市高津四丁目24番地10号	12,400円/日	第167条の2第1項第2号	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。			障がい福祉課	単価契約 予定総額4,526,000円
令和6年度自死予防電話相談員養成事業実施業務委託	R6.4.1	社会福祉法人島根いのちの電話 松江市東津田町1741番地3	2,550,000	第167条の2第1項第2号	同法人は、昭和54年に設立されて以来、県内で唯一の常設の電話相談機関としてボランティアの電話相談員により運営され、人生の悩みに関する相談をはじめとする様々な電話相談に応じてきており、同様の活動を行っている団体は同法人の他にないため。			障がい福祉課	
令和6年度ひきこもり支援センター地域拠点業務委託	R6.4.1	社会医療法人正光会 益田市高津四丁目24-10	5,869,564	第167条の2第1項第2号	当該法人は、益田圏域内唯一精神科病院である松ヶ丘病院のほか、相談支援や就労支援事業所等も運営しており、関係機関との既存のつながりがある。また令和3年度より本業務を委託しており、ひきこもり支援の実績があることから、本業務の目的である関係機関との連携を固り地域で安心して相談支援を受ける体制づくりを進めることのできる唯一の機関であるため。			障がい福祉課	
令和6年度強度行動障がい(児)者処遇支援体制整備事業	R6.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	7,643,200	第167条の2第1項第2号	島根県社会福祉事業団の運営する障害者支援施設光風園は、県内で唯一強度行動障がい者支援のための専用棟を有し、従前から支援に取り組む実績をあげているところであり、強度行動障がいという極めて特異な障がい態様を考慮すると、当法人以外では事業の目的を達成することが不可能なため			障がい福祉課	
令和6年度島根県発達障害者支援センター運営委託業務	R6.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476-1	55,526,749	第167条の2第1項第2号	本事業は発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき、法第14条第1項の規定により知事が指定した法人が実施することになっており、指定法人は2法人のみであるため。			障がい福祉課	
令和6年度島根県発達障害者支援センター運営委託業務	R6.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559-2	52,233,793	第167条の2第1項第2号	本事業は発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業等実施要綱に基づき、法第14条第1項の規定により知事が指定した法人が実施することになっており、指定法人は2法人のみであるため。			障がい福祉課	
令和6年度島根県聴覚障害者情報センター運営業務委託	R6.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	23,592,000	第167条の2第1項第2号	・社会福祉法人島根県社会福祉事業団は、長年に渡り聴覚障がい者に対する支援を行ってきた実績を有しており、聴覚障がい当事者団体や支援団体との関係性も深い。そのため、聴覚障がい者の特性及びニーズを深く把握している団体である。 ・委託事業を遂行する専門的な人材(手話通訳者、手話通訳士、ろう者)を雇用しており、適切な業務の実施、当該センターの利用者である聴覚障がい者の自立支援が可能である。 ・県が求める事業規模で事業実施ができるのは当該団体のみ。 ・これらの理由から、当該団体以外に委託事業を実施できる団体はないため。			障がい福祉課	
令和6年度島根県西部視聴覚障害者情報センター運営業務委託	R6.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉事業団 松江市東津田町1741-3	30,837,000	第167条の2第1項第2号	・社会福祉法人島根県社会福祉事業団は、長年に渡り視聴覚障がい者に対する支援を行ってきた実績を有しており、視聴覚障がい当事者団体や支援団体との関係性も深い。そのため、視聴覚障がい者の特性及びニーズを深く把握している団体である。 ・委託事業を遂行する専門的な人材(手話通訳士、歩行訓練士)を雇用しており、適切な業務の実施、当該センターの利用者である視聴覚障がい者の自立支援が可能である。 ・県西部地域において、県が求める事業規模で事業実施ができるのは当該団体のみ。 ・これらの理由から、当該団体以外に委託事業を実施できる団体はないため。			障がい福祉課	

## 随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度島根県障害者社会参加推進センター運営事業委託	R6.4.1	島根県障害者社会参加推進センター 松江市東津田町1741-3	9,034,000	第167条の2第1項第2号	・障がい者の地域生活支援及び社会参加推進を業務とする本センターの運営においては、多岐に渡る障がい関係団体との調整機能が必要となる。 ・島根県社会参加推進センターは、障がい者自らによる諸種の地域生活支援及び社会参加促進関係施策を実施し、障がい者の地域における自立生活と社会参加の推進を図ることを目的として、設立された組織である。 ・また、島根県社会参加推進センターは県内で唯一の身体・知的・精神の障がい関係団体等を構成員とした組織であり、障がい種別に関係なく上記の調整を行うことができる県内唯一の団体であるため。			障がい福祉課	
令和6年度島根県地域生活支援事業業務委託	R6.4.1	島根県障害者社会参加推進センター 松江市東津田町1741-3	32,163,000	第167条の2第1項第2号	・障がい者の地域生活支援及び社会参加推進を目的として複数の事業を実施する本事業においては、多岐に渡る障がい関係団体との調整機能が必要となる。 ・島根県社会参加推進センターは、障がい者自らによる諸種の地域生活支援及び社会参加促進関係施策を実施し、障がい者の地域における自立生活と社会参加の推進を図ることを目的として、設立された組織である。 ・また、島根県社会参加推進センターは県内で唯一の身体・知的・精神の障がい関係団体等を構成員とした組織であり、障がい種別に関係なく上記の調整を行うことができる県内唯一の団体であるため。			障がい福祉課	
あいサポート運動推進事業委託	R6.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	4,237,600	第167条の2第1項第2号	あいサポートメッセージャーを養成するための研修会を実施し、メッセージャーの登録・管理、あいサポーター研修会の受付、講師派遣、実施、結果報告を行うとともに小学生向け教材の作成を行うものである。 島根県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置され、地域福祉の推進や社会福祉事業に関する連絡調整を主たる目的とする公的な法人である。 あいサポート運動推進事業を県内で広域的に実施できる団体は、島根県社会福祉協議会しかなく、同法人を委託先とする。			障がい福祉課	
心のダイヤル(電話相談)業務	R6.4.1	社会福祉法人 島根いのちの電話 松江市東津田町1741番地3	6,050,000	第167条の2第1項第2号	外部委託をするにあたっては、①県民の相談を受けることから県内の情勢を知っていること、②相談員に対する定期的な研修実施が可能であり、相談員の質の維持向上が図られることが要件となる。 選定法人は、昭和54年7月に自殺予防を目的とした相談電話を開設し、相談実績も多く、また、定期的な研修受講により相談に必要な相談員の質を確保している。 よって、本業務を遂行できるのは当該法人しかいないため。			心と体の相談センター	
令和6年度島根県QFT検査業務の委託契約	R6.4.1	公益財団法人 島根県環境保健公社 島根県松江市古志原一丁目4番6号	契約単価 9,130円(税込)	第167条の2第1項第8号	入札不落のため			薬事衛生課	単価契約 執行予定額:2,008,600円
令和6年度食品衛生法及び食品表示法に基づく取去検査業務委託	R6.4.2	公益財団法人 島根県環境保健公社 島根県松江市古志原一丁目4番6号	単価契約	第167条の2第1項第2号	左記法人は、食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の汚染物質や貝毒、同法第13条第1項により定められた食品の成分規格など、県内の登録検査機関中で最も幅広い検査項目に対応できる体制が整っており、試験検査に関して多くの実績がある。また、松江市の本社に加え浜田支所を持ち、県内各保健所の検体を定期的に回収しており、当事業における取去食品の輸送面においても県下をカバーする体制が整っている。食品の試験は定期的に実施する取去検査の外、食中毒等の事故発生時や違反食品の流通等、緊急的に行う検査もあり、速やかに対応し試験結果を得るためには、県内に所在していることが不可欠である。さらに、委託業務に係る協議・調整を綿密に行うことや、委託業務の監査等も容易に実施することができる。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。			薬事衛生課	単価契約 予定調達総額:5,998,300円
令和6年度食品衛生推進業務委託	R6.4.22	一般社団法人 島根県食品衛生協会 松江市東津田町1741-3	2,760,000	第167条の2第1項第2号	本業務には、県内全域での食品等事業者間のネットワークと専門的知識が不可欠であり、業務遂行に必要な体制が整えられているのは、本団体の他にはない。			薬事衛生課	
令和6年度島根県負傷及び収容動物診療等業務委託	R6.4.1	公益社団法人 島根県獣医師会 松江市殿町19-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	本業務の遂行にあたっては、県内全域の開業獣医師をカバーし、かつ参加獣医師をとりまとめることができる組織が必要である。当該法人は県内獣医師の大多数で組織されており、事業実施に必要な連絡体制が整えられている。以上の条件を備えた委託先は当該者以外にない。			薬事衛生課	単価契約 予定調達総額:1,420,015円

(様式2)

随意契約の結果の公表

4月契約分

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度島根県譲渡猫不妊去勢手術費用助成制度業務委託	R6.4.1	公益社団法人 島根県獣医師会 松江市殿町19-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	本業務の遂行にあたっては、県内全域の開業獣医師をカバーし、かつ参加獣医師をとりまとめることができる組織が必要である。当該法人は県内獣医師の大多数で組織されており、事業実施に必要な連絡体制が整えられている。以上の条件を備えた委託先は当該者以外にない。			薬事衛生課	単価契約 予定調達総額: 1,128,875円